

企業立地促進資金の融資に係る調書

所在地
 企業名
 肩書・代表者名
※個人の場合「事業所(店舗)所在地」「屋号名(ない場合は不要)」「氏名」を記入

| | | | | |
|--------------------------------|---|-----------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 企業の現況 | | | | |
| 工場等の 新・増設の概要 (注1) | <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 試験研究用施設 <input type="checkbox"/> 特定業務施設 | | | |
| | 特定産業支援業 該当の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) | | | |
| 新設・増設の区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 増設 | 操業開始年月日 | 年 月 日 (予定) |
| 新設工場等の 所在地及び名称 | 所在地 | | | |
| | 名称 | | | |
| 旭川市工業等振興促進条例の指定 | | | <input type="checkbox"/> 済 (年 月 日) | <input type="checkbox"/> 未済 |
| 工場等の新・増設をするために取得する固定資産の価額 (注2) | | | | 千円 |
| 工場等の新・増設に伴い新たに雇用する常用従業員数 (注3) | | | | 人 |

| 設備計画 (行が不足する場合は別紙で提出可) | 土地 ① | 用途 (地目等) | 所在地 | 面積 (延面積) | 所要額 |
|---------------------------|------------------------|------------------------|-----|----------------|-----|
| | | | | | |
| | | | | m ² | 千円 |
| | | 小 計 | | m ² | 千円 |
| | 建物 ② | 用途 (工場等) | 所在地 | 面積 (延面積) | 所要額 |
| | | | | m ² | 千円 |
| | | | | m ² | 千円 |
| | | 小 計 | | m ² | 千円 |
| | 機械・ 機器・ 備品等 ③ | 内容 (用途・購入品目・購入数量・購入元等) | | | 所要額 |
| | | | | | 千円 |
| | | | | | 千円 |
| | | 小 計 | | | 千円 |
| その他 ④ | | | | 千円 | |
| その他 ⑤ | 運転資金 | | | 千円 | |
| 総 計 (①+②+③+④+⑤ = ⑥) | | | | | 千円 |

| | | | | |
|--------|---------------|----|----------|-------|
| 資金調達計画 | 自己資金 | 千円 | 設備計画着工予定 | 年 月 日 |
| | 本資金 借入希望額 | 千円 | 設備計画完了予定 | 年 月 |
| | 上記以外の金融機関の借入額 | 千円 | (備考) | |
| | そ の 他 | 千円 | | |
| | | 千円 | | |
| | 計 (=⑥) | 千円 | | |

注1 「工場等の新・増設の概要」の中の用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 工場とは、物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (2) 事業所とは、旭川市工業等振興促進条例（平成20年旭川市条例第55号）別表に定める業種に属する事業を行う施設をいう。なお、特定産業支援業の該当有無を記載すること。
- (3) 試験研究施設とは、先端的な技術を応用した工業製品の開発のための試験又は研究を行う施設及び地域経済の振興に寄与すると認められる研究施設をいう。
- (4) 特定業務施設とは、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして次のいずれかの部門のために使用されるものをいう。
 - イ 調査及び企画部門
 - ロ 情報処理部門
 - ハ 研究開発部門
 - ニ 国際事業部門
 - ホ その他管理業務部門

※ 特定産業支援業とは

事業所のうち、次の各号に掲げる事業を行うもので、市長が認めたものとする。

- ① コールセンター業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における「92 その他の事業サービス業」の「9294 コールセンター業」
- ② バックオフィス事業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における「39 情報サービス業」及び「40 インターネット附随サービス業」で企業等の人事、総務、経理等の事務管理業務やソフトウェア開発、データの入力処理等を行う事業をいう。

注2 「工場等の新・増設をするために取得する固定資産の価額」の固定資産とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

1 対象固定資産について

- (1) 工場等の新設をするために取得する固定資産であること。
- (2) 工場等の事業の用に直接供されるもの。
- (3) 次に掲げるものを除く。
 - ① 土地
 - ② 販売専用の事務所
 - ③ 福利厚生施設（専ら従業員の利用に供する施設を除く。）

2 対象固定資産の取得時期

原則として、次に掲げる日のうち最も早い日から操業日までとする。

- ① 工場等の建物等の建設に着手した日（賃貸借の場合は、入居日や契約日）
- ② 建物等を買取る場合は、当該建物等を取得した日
- ③ 当該工場に配置する機械設備等を取得した日

注3 「工場等の新・増設に伴い新たに雇用する常用雇用者数」の常用雇用者とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 工場等の新設に伴い新たに雇用される者であること。
- (2) 雇用期間の定めのない者又はこれに準ずる者として旭川市工業等振興促進条例施行規則で定める者※で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者。
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であること。
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

※ これに準ずる者として旭川市工業等振興促進条例施行規則で定める者とは

期間を定めて雇用される者であって、継続して1年を超えて雇用されることが見込まれるもの（特定産業支援業にあっては、年間の給与等の収入金額が130万円以上であることが見込まれる者に限る。）とする。

- (3) 事業者と雇用契約を交わし、かつ事業者から賃金等の支払いが行われている者。
- (4) 営業及び販売、従業員の福利厚生施設等のみに従事する者を除く。